

運用指針

第2条①ーイ

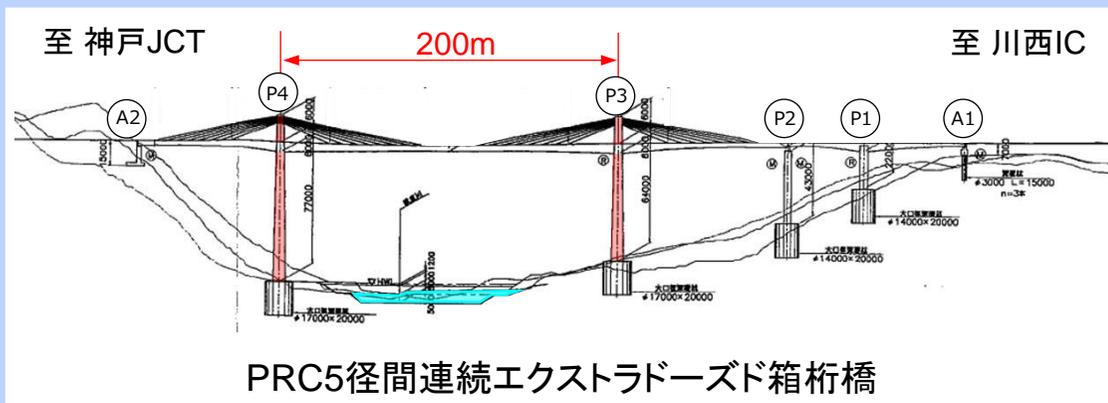
地権者、関係機関などへの提案及び協議

橋脚配置の変更

(新名神高速道路 ^{ミノオ} 箕面 I C ~ ^{コウベ} 神戸 JCT)

当初計画

- ・河川管理者との協議において、現場条件が厳しいことから、河川内に橋脚を配置するためには、**河積阻害率を5%以内とする条件**を示された
- ・武庫川を1径間(200m)の橋梁で横過する計画

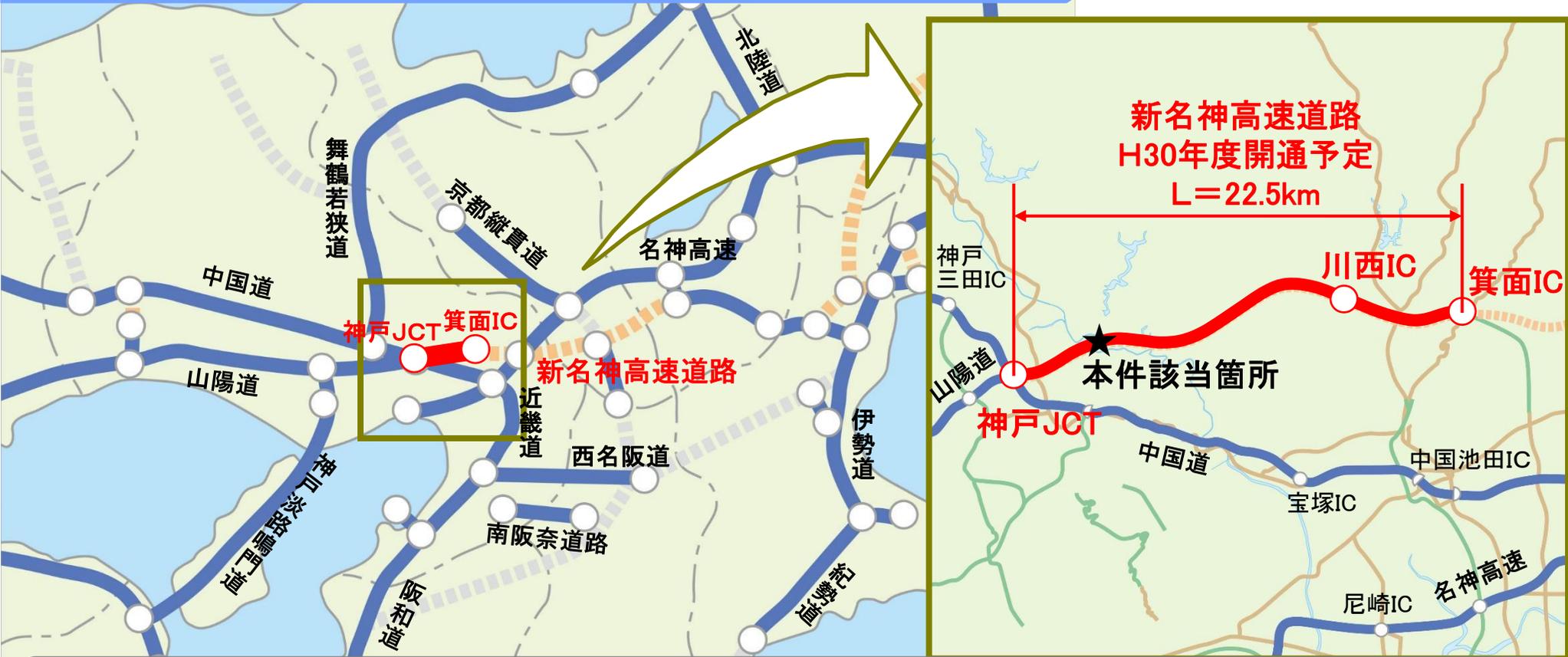


経営努力による変更

- ・コスト縮減を図るため、経済的な支間割の見直しに着目
- ・高強度材料等を用いて橋梁形式を再検討し、高速自動車国道橋を設置する際の目安である**河積阻害率7%以内の橋脚配置計画**を立案
- ・不等流解析を実施し、影響について確認
- ・河川管理者と協議を実施
- ・河川管理者、地元及び漁業組合から河川内に橋脚を配置することについて、了解を得る



新名神高速道路 箕面IC～神戸JCTの路線概要



- ・新名神高速道路は、愛知県名古屋市を起点とし三重、滋賀、京都、大阪の各府県を結び兵庫県神戸市に至る延長約174kmの高速道路
- ・高槻第一JCT～神戸JCT間は、名神高速道路と中国自動車道及び山陽自動車道と接続し広域交通を処理、特に名神高速道路及び中国自動車道との適切な交通機能分担を確保することで、名神高速道路等の混雑を解消し、お客さまサービスの向上を図る。また災害や事故等の緊急時や大規模な補修工事による交通規制時には、名神高速道路等と相互に代替機能を発揮して的確に交通処理を行う

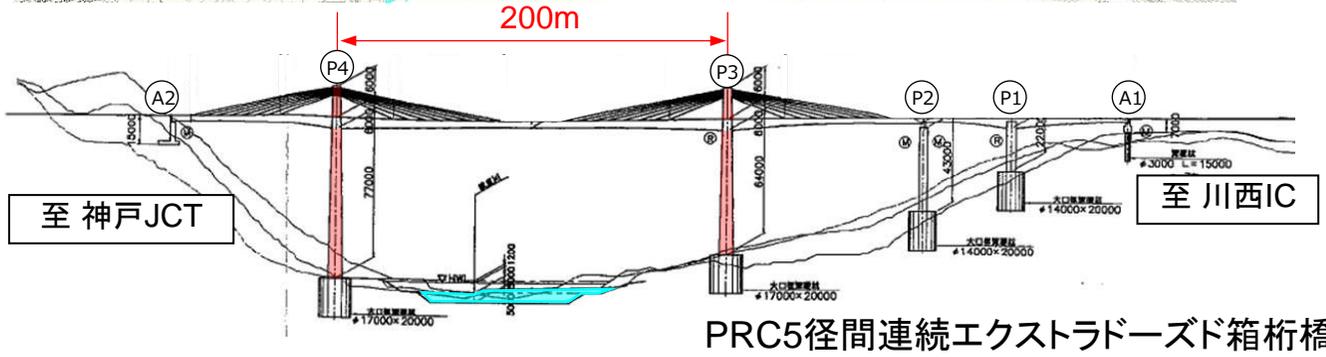
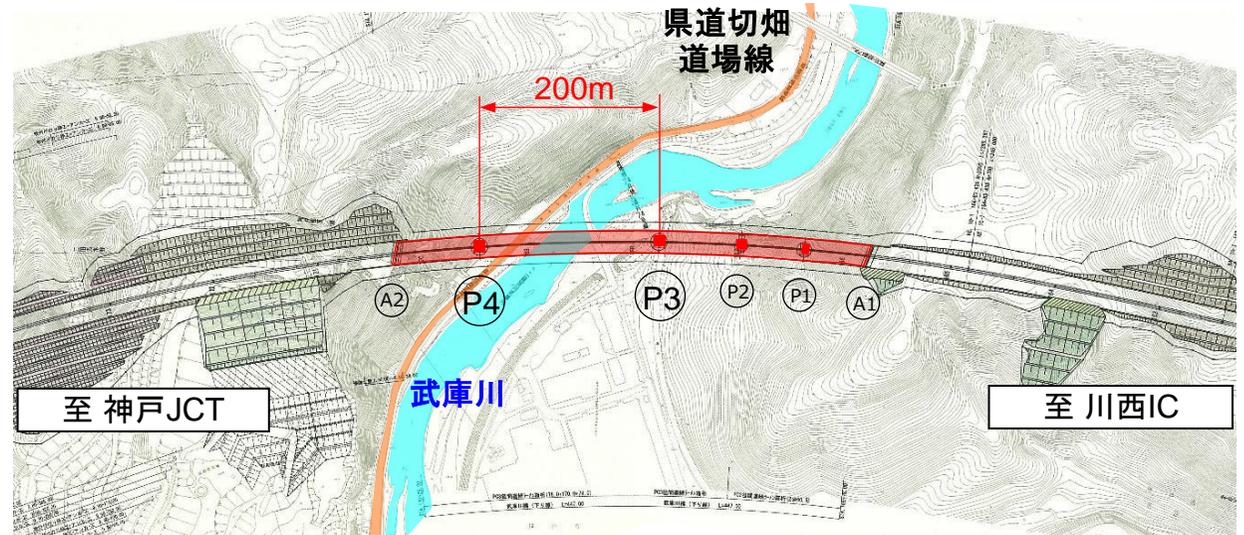
武庫川橋の当初計画

- ・武庫川に係る橋梁横過について河川管理者と協議をしたところ、**当該箇所周辺の護岸が改修されていないこと**や**過去に隣接する県道が灌水**していることから、河川内に橋脚を配置するためには、**河積阻害率を5%以内とする条件**を示された
- ・河積阻害率の条件を満たすため、武庫川を**1径間(200m)の橋梁で横過**する計画

[参考]

- 河積阻害率
橋脚の総幅が川幅に対して占める割合
- 河積阻害率の目安
…このような実態に鑑み、河積阻害率は、原則として5%以内を目安としている。なお、…新幹線鉄道橋及び高速自動車国道橋の河積阻害率は7%以内を目安とする。

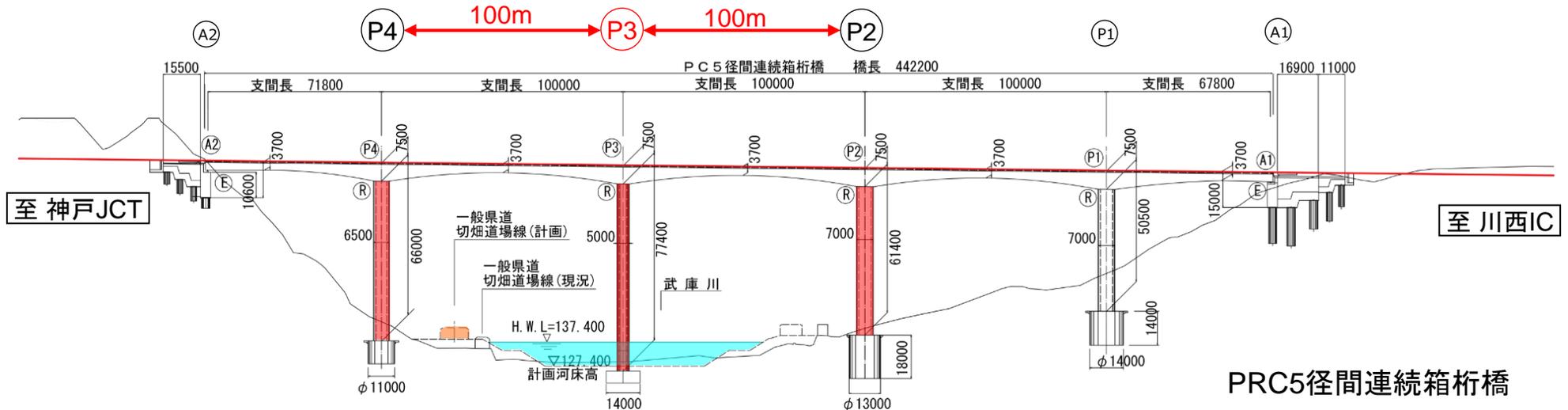
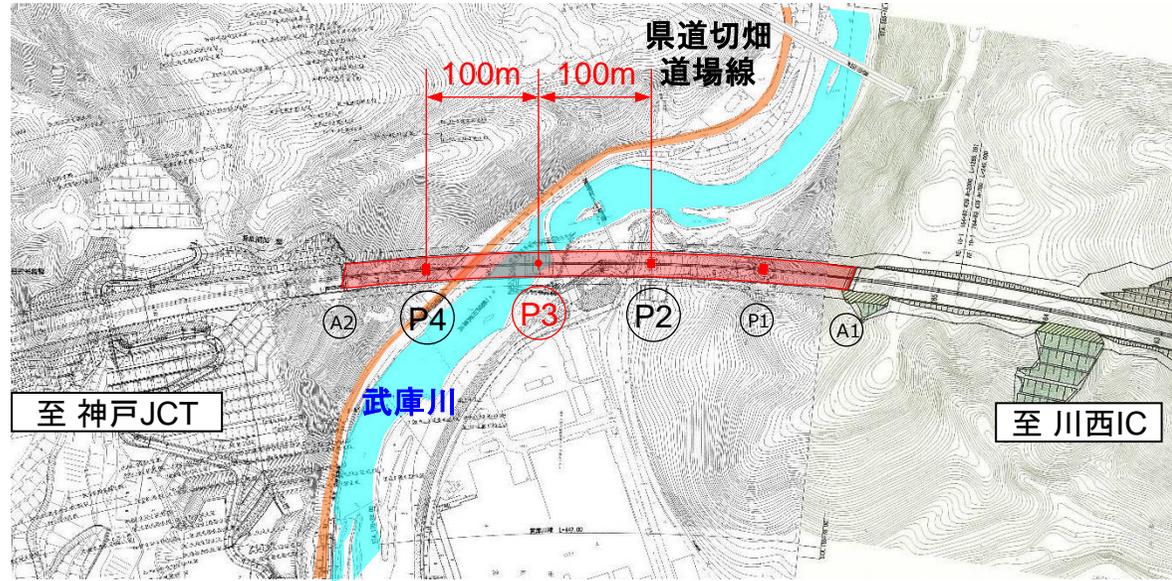
※ 改訂 解説・河川管理施設等構造令 第62条
1. 橋脚の形状及び方向より抜粋



PRC5径間連続エクストラードスド箱桁橋

橋脚配置変更の検討

- ・コスト削減を図るため、経済的な支間割の見直しに着目
- ・**高速自動車国道橋を設置する際の目安である河積阻害率7%以内を満足させるため、高強度材料等を用いた橋梁形式により河積阻害率6.9%の橋脚配置計画を立案**
- ・**不等流解析を実施し、河川内に橋脚を配置することによる橋脚上流への水位上昇の影響が無いことを確認**
- ・関係機関及び地元と協議を実施



PRC5径間連続箱桁橋

協議に対する取組み

河川管理者(神戸土木事務所／宝塚土木事務所／兵庫県高速道路室)との協議 (13回)

- ・橋脚上流への水位上昇の懸念に対し、**河積阻害率を7%以内とした場合の不等流解析の結果を説明し**、了解を得る

地元との協議 (2回)

- ・従前よりも武庫川が氾濫するのではないかとこの地元の不安に対し、**不等流解析の結果を説明し**、了解を得る

漁業組合との協議 (1回)

- ・橋脚配置に伴う河川汚濁による漁業への影響に対し、**河川汚濁防止対策を説明し**、了解を得る



【協議経緯】

| 年月 | 経緯(協議・現場作業等) | 協定・設計 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 平成 7年 7月 | | 都市計画決定 |
| 平成13年12月 | 河川管理者と河川協議 (当初計画) | |
| 平成18年 3月 | | 協定締結(会社・機構) |
| 平成18年12月～平成20年 5月 | 河川管理者と河川内橋脚配置について協議 | |
| 平成21年 3月 | 河川管理者から了解を得る | |
| 平成21年 6月～平成22年 7月 | 地元から了解を得る | |
| 平成22年 9月 | 漁業組合から了解を得る | |

関係機関及び地元と協議し同意を得て、河川内に橋脚を配置することは、
会社の主体的な提案及び協議によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

関係機関と協議し、河川内に橋脚を配置することにより
上部工及び下部工の施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議